

退職後継続再雇用される方の被保険者資格の取扱い変更について

旧来は事業所を定年等により退職後引続き同一事業所に嘱託等として再雇用された場合、事業主との使用関係が中断することなく存続しているため被保険者資格も継続するものとして取扱い、報酬月額が変動する場合は一定の要件のもとで「月額変更届」の提出をお願いしていたところです。

これが平成 8 年 6 月 1 日以降では、年金受給権保護等の観点から、『特別支給の老齢厚生年金の受給権者』であれば、退職後継続再雇用される場合でも、退職をもって一旦使用関係が中断したものとみなして、「資格喪失届」及び「資格取得届」を提出できる取扱いが認められています。

そのため、平成 25 年 4 月から 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的（例・男性：S 28.4.2 生以降 / 女性：S 33.4.2 生以降の方は 61 歳から支給開始）に上げられることに伴い、『定年等退職後再雇用』の取扱い対象年齢も引き上げられるべきところ、以下のとおり取扱いの改正が行われ、『特別支給の老齢厚生年金の受給権者』という条件が削除されたことにより、平成 25 年 4 月以降において 60 歳以上で退職後継続再雇用される方については、従来同様、「資格喪失届」及び「資格取得届」を提出する取扱いができることになりましたのでお知らせします。

なお、「厚生年金保険 70 歳以上被用者」の方につきましては、上記届書とは別に「70 歳以上被用者不該当届」及び「70 歳以上被用者該当届」も同時にご提出ください。

記

60 歳以降の嘱託再雇用者の特例取扱い対象者〔平成 25 年 4 月 1 日から実施（平成 25 年 3 月 31 日に退職された方から対象となります）〕

変 更 後	変 更 前
<u>60 歳以上の者で、退職後継続して再雇用される者</u> については、使用関係が一旦中断されたものと見なし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない。	<u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者</u> であつて、 <u>退職後継続して再雇用される者</u> については、使用関係が一旦中断されたものと見なし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない。